新規介護保険事業者の指定前の確認について（Q＆A）

項番	確認内容	回答
Q1	介護保険の指定事業者になるために必要な要件とは	・法人であること ・指定申請時に、指定予定日においては人員基準・設備基準を満たしていることが確実と見込まれること ・運営基準に従って適正な事業運営ができること ・居宅サービス事業の場合、介護保険法第70条第2項に該当しない者であること ・居宅介護支援事業の場合、介護保険法第79条第2項に該当しない者であること ・地域密着型サービス事業の場合、介護保険法第78条の2第4項に該当しない者であること ・介護予防サービス事業の場合、介護保険法第115条の2第2項に該当しない者であること ・地域密着型介護予防サービス事業の場合、介護保険法第115条の12第2項に該当しない者であること ・第一号事業の場合、介護保険法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準（平成11年厚生省令第36号　介護保険法施行規則第140条の63の6）に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるものに該当しない者であること
Q2	介護保険の指定事業者になるための手続きは	・通所介護・地域密着型サービス・特定施設・短期入所等は事前協議が必要です。 ・指定申請予約申込 ・指定申請審査事務手数料の納付 ・指定申請書類の受理 ・指定時研修受講 ・指定日より事業開始
Q3	法人の設立前だが指定申請予約申込はできるのか	・申請者は法人である必要があるため、指定申請予約申込は法人でなければなりません。 ・法人設立の手続き中の場合は、法人の履歴事項全部証明に替え、法人名、法人住所、代表者の役職、代表者の氏名が分かる資料を指定申請予約申込の添付書類として提出をお願いします。
Q4	法人吸収合併・吸収分割があるが指定申請は必要なのか	・指定申請は必要となります。 ・吸収合併・吸収分割の手続き前に本市担当者にご相談ください。※ ・指定申請書類については、一部削減できるものがあります。 ・介護保険最新情報Vol.862参照 https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/0804173253857/ksvol.862.pdf
Q5	先に指定を受けておいて、体制が整ってから営業を開始することは可能か	・指定予定日に人員基準・設備基準を満たして事業が実施できる体制でなければ、指定できませんので、体制を整えたうえで指定申請を行ってください。
Q6	指定申請予約申込はすべて入力が必要か	・すべての項目を入力してください。 ・申請予約日は第3希望日まで決めて頂く必要があります。なお、時間の指定はできませんのでご了承ください。 ・事業所名称については仮称でも構いません。ただし、指定申請時において大阪市内に同一名称の事業所がある場合は、名称変更の必要がありますのでご了承ください。
Q7	指定申請審査事務手数料はいつ支払うのか	・指定申請予約申込の法人登記住所に納入通知書を申請予約日の前月25日ごろに送付します。申請日までに納付いただきますよう、お願いします。 ・申請予約日の前々日までに、納入通知書が届かない場合は、本市担当者まで連絡してください。※
Q8	指定申請予約申込後に申請するサービス事業種別が誤っていたことが判明した場合（指定申請予約申込期間中の場合）	・至急、本市担当者まで連絡してください。※ ・指定申請予約申込期間中に、再度、行政オンラインシステムにおいて予約申請をお願いします。
Q9	指定申請予約申込後に申請するサービス事業種別が誤っていたことが判明した場合（指定申請予約申込期間終了後の場合）	・至急、本市担当者まで連絡してください。※ ・指定申請予約申込期間終了後であるため、申請するサービス事業種別の追加・削除等はできません。 ・改めて指定申請予約申込が必要となります。なお、当初の指定予定日での申請はできませんのでご了承ください。
Q10	指定申請審査事務手数料を納付後に申請するサービス事業種別が誤っていたことが判明した場合	・至急、本市担当者までご連絡ください。※ ・納付いただいた指定申請審査事務手数料については、指定申請予約申込法人名義の口座への還付となり、別途事務手続きが必要となります。 ・改めて指定申請予約申込が必要となります。なお、当初の指定予定日での申請はできませんのでご了承ください。
Q11	指定申請予約申込を行ったが、指定申請書類提出前に予約を取りやめたい場合	・至急、本市担当者までご連絡ください。※ ・指定申請予約申込の取り下げを行って頂く必要があります。 ・既に指定申請審査事務手数料を納付している場合は、指定申請予約申込法人名義の口座への還付となり、別途事務手続きが必要となります。
Q12	指定申請書類の提出方法	・申請予約日の前月20日頃に送付しております、介護保険事業者指定申請予約連絡票に記載の申請日に指定申請書類を来庁により提出してください。 ・初回の申請時のみ来庁となります。ただし、指定申請書類の不備等により再度来庁頂く場合があります。 ・不足書類等については、指定申請期限までに送付あるいは来庁により提出してください。
Q13	指定前に確認すべきこと	・事業の基準はもちろん、指定申請における各種手続き（損害賠償保険・賃貸借契約の締結、労働保険への加入等）について確認が必要です。

※　電話：06－6241－6310
（音声が流れ（音声が流れますので【3】、次の案内で【2】を選択してください。通話内容確認のため録音しています。）
（注意）受け付けは午前9時から午後5時30分です。（ただし、土曜日・日曜日・祝日および年末年始を除く）